

座談会

付加価値をもつ法曹の輩出を

出席者（発言順）

佐藤鉄男（大学法学部教授）

川口恭弘（大学法学部教授）

Dan ROSEN（大学法学部教授）

福島 裕（大学法学部特別客員教授）

司会 深田三徳（大学法科大学院設置準備室長、法学部教授）

深田●昨年十一月「法科大学院教育・司法試験連携法」が成立し、二〇〇四年四月からのロースクール開校が確実となりました。全国で四十校以上開校するといわれているロースクールですが、本学でも四年ほど前から準備作業をはじめ、昨年十二月に実施計画案ができ上がり、また多くの課題が残っています。教員三十人、入学定員百五十人の規模でスタートする予定です。本学ロースクールには、「自治自立」の精神を持った法曹、経済のグローバル化に対応できる「高度の専門性」を持った法曹、そして国際社会で活躍できる「国際性」を備えた法曹の育成をめざしています。

今日は本学の法科大学院設置準備委員

ルートも認める方針です。

深田●次に、商法が専門の川口先生に伺います。昨年の十一月に今出川、翌月に京田辺の両校地で一度ずつ開かれた、本学の学生向けのロースクール説明会を担当していただきましたが、その時の学生の反応はどうでしたか。

川口●今出川校地には二百人、京田辺校地には百人ほどの法学部や他学部の学生が集まり、熱心な質疑応答が行われました。実際に決まっていない点も多く、情報はかなり不足していますが、学生の関心は非常に高く、入試制度や学費、卒業後の進路に関する質問が多かったですね。それに応えるために様々な情報を開示していくのが我々の義務だと感じています。

深田●次にローゼン先生に伺います。

会のメンバーである先生方に集まっていただき、お話を伺っていきたくと思います。

佐藤先生は民事訴訟法が専門ですが、今回の司法制度改革について強い関心を持たれ、「月刊司法改革」という雑誌の編集などに関わっておられますね。今回の司法改革は、明治期、第二次世界大戦直後の改革に続いて日本で三番目に大きな改革といわれています。でもなぜ今、改革なのか。その背景やロースクールの必要性について、簡単に説明いただけますか。

ロースクールの必要性

佐藤●今回の司法改革は、前世紀後半

日本のロースクールは、アメリカのロースクールをモデルにしている部分が多分にあります。ローゼン先生は、アメリカのロヨラ大学のロースクールで長い間教鞭を執っておられましたね。日本でのロースクール開校にどのような印象をお持ちでしょうか。

ローゼン●ロースクールの充実した教育で、リーガル・プロフェッショナルがもつと増えればいいと思います。日本の弁護士数は、アメリカの百万人に比べるとまだまだ少ないですが、ロースクールのようなキャパシティがあれば優秀な弁護士が数多く出てくるでしょう。今まで千人ほどだった司法試験合格者が今後三千人ほどに増えるというのは、日本社会にとつてたいへん意義のあることでないでしょうか。

深田●日本の弁護士数は現在一万八千人ほど。しかも東京や大阪などの大都市に集中しています。

川口●数を増やすのであれば現行の司法試験合格者の枠を広げればいいわけです。問題の丸暗記のような受験勉強を改め、質の高い法学教育を提供し、高度な資質と能力を備えた法曹を育てていくのがロースクールをつくる理由です。

ローゼン●私は先程申しあげたリーガル・プロフェッショナルという言葉を強調したいのですが、ロースクールでは司法試験に合格させるだけでなく、法曹としての社会的役割を考えさせることが大切です。

深田●福島先生は、東京、名古屋、大阪などの地裁、高裁などで裁判官として主に刑事裁判を担当され、また最高裁判



佐藤鉄男氏

さとう・てつお／1955年北海道生まれ。東京大学大学院博士課程修了。専攻は民事手続法で、特に倒産処理や司法制度を中心に研究している。著書に「取締役倒産責任論」（信山社、1991年）、「等身大の裁判」（成文堂、近刊予定）など。



福島 裕氏

ふくしま・ひろし/1936年広島県生まれ。京都大学法学部卒業。37年間裁判官として勤務し、主として刑事事件を担当。その間に、司法研修所教官、大阪国税不服審判所長、岡山地方裁判所所長、大阪高等裁判所部総括判事などを務める。司法試験考査委員。



深田三徳氏

ふかだ・みつりのり/1942年島根県生まれ。同志社大学大学院修士課程修了。専攻は法哲学。最近是人権哲学と現代法理論の研究。著書に「法実証主義論争」(法律文化社、1983年)、「法実証主義と功利主義」(木鐸社、1984年)、「法思想史(第2版)」(有斐閣、1997年)、「現代人権論」(弘文堂、1999年)など。

所の司法研修所の教官として、四年ほど司法修習生を指導された経験も持つておられます。その経験からして、今回のようなご意見をお持ちでしょうか。

福島●五十余年の歴史をもつ司法研修所は、司法修習生を実務への第一歩から教育し、一人前の法曹として世に送り出してきました。その法曹養成の在り方が今、時代の要請により大きく変わろうとしています。私はそのことにまず感慨を抱きますね。

ロースクール開校により、法曹養成に特化した教育を比較的若い段階から受けることが可能になります。法曹の仕事は生涯学習といわれていますが、それでも「鉄は熱いうちに打て」といわれるように、法曹育成にとってプラスになると思えますね。

くことが大切です。

この他にも法律相談を行う「リーガル・クリニック」や問題解決学習などを取り入れた「プロブレム・メソッド」などのアプローチがあります。

福島●司法研修所には「問題研究」という科目がありますが、修習生が事前に提出した解答案を基にして教官と修習生が双方向的な議論を展開します。

深田●しかし対話型の授業となると、教員は教材作成の準備に時間がかかり、学生も予習復習が大変になりますね。

佐藤●教員も学生も考え方を根本的に変える必要があります。確かに学部では、今まで週に一コマだけゼミがありました。が、そのような授業が飛躍的に多くなるわけです。そして何より法律の勉強にはあらかじめ答えがないのだという点を踏



川口恭弘氏

かわぐち・やすひろ/1959年大阪府生まれ。神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了。専攻は商法。著書に「米国金融規制法の研究」(東洋経済新報社、1989年)、「現代の金融機関と法」(中央経済社、2001年)、「日本の会社法」(商事法務、2003年)など。

また、現在の複雑な争点をはらんだ事件を適正に処理していくために、今の裁判所は、民事部を例にとると、知的財産部、倒産部、執行部などに専門化しているところもあります。本学でも、選択科目として民事、刑事の各コースをいろいろ用意しており、実務を重視した法理論をしつかり身に付けてもらいたいと思います。これからロースクールが担う役割の大きさや責任の重さを強く感じているところです。

特色ある教育内容

双方向、多方向型授業の展開

深田●ロースクールでは、少数数クラスでの対話型の授業が中心になるといわれています。

また授業に臨むことが大切です。法学部の学生は、正解を覚え込んで使うのは慣れていきます。しかし、これでは新しい問題にぶつかった時に太刀打ちできません。ゼミでもすぐに答えを聞きたがる傾向がありますが、それを改め、議論しながら進めることが強く求められます。

福島●司法研修所でも最近、修習生が正解を尋ねる傾向が強いと教官たちは嘆いています。

川口●これまでの法学部教育は、まず法律体系を学んでから、条文あるいは用語の解説に入ります。その後、今までの判例を取り上げていく。しかし、実社会は逆ですね。まず事件があり、そこでの問題点を探し出してどの法律が適用されるのかを自分で考え出していく。ロースクールではそのスキルを重要視しています。



Dan ROSEN氏

ダン・ローゼン/1952年アメリカ・シカゴ生まれ。エール大学ロースクールで法学博士号(J.S.D)取得。専門はアメリカ憲法、マス・メディア法、芸術法。ロースクールに関する論文として、「Will the Creation of American-Style Law Schools Bring American-Style On-Line Legal Education to Japan?」(2001); 「Schooling Lawyers」(2001); 「ロースクールから見習うべき点はどこにあるのか」(2001)がある。

れています。本学でも講義は五十人、演習は二十五人程度の少数数クラスで運営される予定です。例えば演習では民法、商法、民事訴訟法などの専門の異なる教員や実務家教員と一緒に授業を行うなど、これまでの法学部にはない教育を展開します。

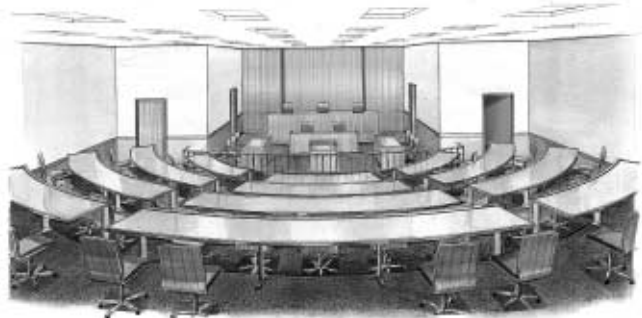
ところでアメリカのロースクールでは、先生と学生が問答や対話しながら授業を進めていく「ソクラテック・メソッド」が根づいていますね。

ローゼン●ソクラテック・メソッドのポイントが、学生が先生とのやり取りを通して、自分の考えや論点をクリアにしていくことです。先生はその手助けをし、学生たちのリーガル・マインドを養っています。そこでは何より学生が自分で問題を分析して、考えて、解決してい

ローゼン●日本の学生は、対話型の授業だと、初めのうちはなかなか話そうとしますが、少し後押しすると活発な議論を行うようになります。いい授業になると思いますね。

多様な科目群の設置

深田●本学のロースクールではいろいろ特色のある科目群を配置しています。学生の学習段階に応じて、また将来のキャリア設計に応じて様々な科目群を系統的に履修してもらおう予定ですが、その中には従来の大学法学教育になかった実務関連科目も含まれています。例えば模擬裁判、リーガル・クリニック、エクスタインシッピング、法曹倫理などがそうです。模擬裁判の授業は、福島先生が中心とな



新大学会館（仮称）内にできる模擬法廷完成予想図

って、すでに教材作成の準備を開始されているそうですね。

福島●今教材をいろいろと検討中です。本学の模擬法廷はかなりのものができ上がる予定なので、大いに楽しみにしていますね。司法研修所でも、模擬裁判は修習生にとっても人気のある科目です。平素は目立たない修習生でも模擬裁判が近づいてくると、生き生きとし、遅くまで居残って事前の準備に余念がない。実演でも大した役者だったりするので（笑）。

深田●新大学会館（仮称）の二階に模擬法廷の教室を用意していますが、今の話からすると、需要が高くて模擬法廷が二つも三つも必要になりそうですね（笑）。

ローゼン●アメリカのロースクールでは、一般的に一年次生の終わりに二〜三週間ほど模擬裁判のコンテストを行います。勝ち抜きでチャンピオンを決めるのですが、文章力やアピール力、論理力なども加味して評価します。

深田●私は一昨年の三月にポストンへ視察に行きましたが、そこではロースクールの学生が仮免許を与えられて実際の

法廷に立っていました。検察官をしたり、弁護士をしたりですね。恐らく日本で行うのは難しいでしょうが…。

ローゼン●アメリカでは、例えばリール・クリニックという形で法律相談を行い、裁判が必要であれば学生が弁護士として法廷に立ちます。ただ責任者は本職の弁護士で、学生はその下で働きます。川口●学生側がけっこう裁判に勝つらしいですね。

ローゼン●そうですね。本職の弁護士は多くの仕事を抱えていて、一つの裁判に学生たちほど集中できない。本職の弁護士にとって強い相手です（笑）。

付加価値を重視した法学教育

深田●本学ロースクールのカリキュラムの特徴の一つに、アメリカ法の関連科目の配置が挙げられます。

ローゼン●アメリカ法やEU法をはじめとした外国法を学ぶことは、どの国のロースクールでも必要です。現在、日本はアメリカと関係が深く、しかも新島先生はアメリカのアモスト大学を卒業しています。ですから外国法の中でもアメ

リカ法がピッタリだと思いますね。

川口●これから毎年三千人の法曹が誕生してくる中で、司法試験を通つただけでは食べていけない時代になるかもしれません。今後のロースクールではどれだけの学生に付加価値を与えて修了させるかが重要になってきます。だから「国際性」のあるアメリカ法の関連科目を配置することは大きな意味があります。

ローゼン●アメリカでも知的財産分野や環境分野に強いところなど、ロースクールによって個性がありますね。

福島●同志社大学では「刑事司法コース」の設置も大きな特色です。刑事司法関連科目は他大学ではあまり見かけません。私のゼミ生にも将来刑事裁判官や検察官になりたいという学生がかなりいますが、こうした法曹をめざす学生にとって魅力的だと思えますね。

多様な学生が集い切磋琢磨する

深田●本学のロースクールの入学定員は、法学未修者が五十人、法学既修者が百人の予定ですが、他学部で勉強していた法学未修者は、法学部の学生が四年間

起きています。そういった現代型紛争に対応できる法曹を、他学部出身という強みを生かしながら養成することもロースクールの大きな役割です。

学部教育との関連性

深田●ロースクールの開校は、法学部以外の学部を含めて学部教育に大きなインパクトを与えていくと思いますね。

川口●日本の現状を考えると、法律を勉強する意義は、何も法曹になるためだけではありません。企業に入っても法的な素養は必要ですし、国家公務員試験や弁理士などの資格取得にも法律が必要ですから、法学部は維持すべきだというのが本学の考え方です。ですが現状のままではいけないのは確かです。現在カリキュラムの改正を検討しています。

佐藤●大学院法学研究科への百人ほどの入学者のうち、司法試験を目指す約三分の一の学生はロースクールに流れるでしょう。ですから同研究科のあり方も見直さざるをえません。また、今後実定法の研究者志望の方は、ロースクールの卒業してから後期課程に入ると思います。

川口●他学部出身者が一年で法学修了者なみに法学をマスターするのはなかなか難しいと思います。勉強する内容や質は法学部生と相当違ってきます。一年間かなり勉強してもらわなければなりません。足りない部分は後の二年間で補っていく形になるでしょう。

ローゼン●アメリカの大学には法学部がないので、ロースクールでは一年目に相当鍛えます。そこで学生たちは法学のベースを身に付けます。

佐藤●他学部の学生は、法学部生とは違った強みがあります。法律問題の最終的な判断は法律だけで決めるのではなく、様々な知識が必要で、多様なバックグラウンドを有する者が集う意義は大きい。

また、今の社会は非常に高度化、複雑化していますので、単に法律だけで解決できない問題があふれています。だから複眼的な思考をロースクールの中で身に付けておくことが大切なのです。放っておくと、とかく法学部の人というのは、視野が狭くなりがちですから（笑）。

深田●現在、医療や環境、遺伝子、特許、著作権などに関係した新しい紛争が

同志社大学ロースクールカリキュラム

(2002年12月に決定した実施計画に基づく案。その後さらに検討中。)

	単位	年次	備考		単位	年次	備考
A 基礎科目(必修30単位)				(2) ビジネス取引コース			
公法講義Ⅰ(統治組織)	2	1	50人クラス	金融取引法	2	2~	
公法講義Ⅱ(人権)	2	1	〃	証券取引法	2	2~	
公法講義Ⅲ(行政法)	2	1	〃	セキュリティタイゼーション	2	2~	
刑法講義Ⅰ(総論)	2	1	〃	国際動産取引法	2	2~	
刑法講義Ⅱ(各論)	2	1	〃	知的財産取引法	2	2~	
民法講義Ⅰ(総則)	2	1	〃	(3) ビジネス組織コース			
民法講義Ⅱ(不法行為法)	2	1	〃	コーポレート・ガバナンス	2	2~	
民法講義Ⅲ(契約法)	2	1	〃	コーポレート・ファイナンス	2	2~	
民法講義Ⅳ(契約法)	2	1	〃	企業結合法(M&A)	2	2~	
民法講義Ⅴ(物権法)	2	1	〃	ベンチャービジネス法	2	2~	
商法講義(会社法)	4	1	〃	(4) 国際法務コース			
刑事訴訟法講義	2	1	〃	国際私法	2	2~	
民事訴訟法講義	2	1	〃	国際経済法	2	2~	
現代法理論講義	2	1	〃	国際民事訴訟法	2	2~	
B 法曹基本科目(必修4単位)				国際法	2	2~	
リーガルリサーチ&ライティング	2	1・2	15人クラス	国際人権法	2	2~	
法曹倫理	2	2	50人クラス	F アメリカ法関連科目			
C 基幹科目(必修30単位)				(選択必修4単位)			
公法演習	4	2	25人クラス	アメリカン・リーガルシステム	2	1~	
公法総合演習	2	3	〃	アメリカン・リーガルプロセス	2	1~	
刑事法演習	4	2	〃	アメリカン・リーガルトピックス	2	1~	
刑事法総合演習	4	3	〃	アメリカ不法行為法	2	2~	
民事法演習Ⅰ	4	2	〃	アメリカ契約法	2	2~	
民事法演習Ⅱ	4	2	〃	アメリカビジネス法	2	2~	
民事法演習Ⅲ	4	2	〃	外国法	2	1~	
民事法総合演習	4	3	〃	G 基礎法・隣接科目			
D 展開・先端科目(選択必修8単位)				(選択必修4単位)			
労働法	4	2~		法理学	2	1~	
知的財産法	4	2~		比較法文化論	2	1~	
環境法	4	2~		法社会学	2	1~	
租税法	2	2~		法政策論	2	1~	
情報・メディア法	2	2~		H 実務関連科目			
経済法	2	2~		(選択必修2単位)			
親族法	2	2~		模擬裁判	2	3	20人クラス
相続法	2	2~		クリニック	2	3	〃
企業取引法	2	2~		エクスターンシップ	2	3	〃
救済手続法	2	2~		法律文書作成法	2	3	20人クラス
ADR法	2	2~		I 論文(選択)	6	3	
E 法曹応用科目							
(選択必修8単位)							
4コースのうち、1コースから6単位選択							
(1) 刑事司法コース							
刑事政策	2	2~					
クリミナル・ジャスティス・システム	2	2~					
捜査法	2	2~					
刑事公判法	2	2~					

★修了必要単位数
 ○法学未修者 100単位 ○法学既修者 70単位
 必修 64単位 必修 34単位
 選択必修 26単位 選択必修 26単位
 選択 10単位 選択 10単位
 (注) 選択はD~Jのなかで選択

★登録制限単位数 120単位 (法学既修者82単位)
 1年 38単位、 2年 38単位、 3年 44単位

入試選抜方法について

深田●入試選抜方法については今も検討中ですが、公平性、公開性、透明性などの原則は守っていきます。統一適性試験の後に同志社が独自に行う法律科目試験や小論文・面接などに関する質問が、学生からは多くあります。

川口●統一適性試験については数回模擬試験が行われたので、その内容は徐々に明らかになりつつあります。問題は各大学で行う試験内容です。学生の試験準備期間も考え、なるべく早く入試選抜方法を決めて情報開示をする必要があります。

ローゼン●アメリカにはLSAT (Law School Admission Test) という全国统一型試験があり、読解力、分析力、文章力、推理力などの能力を計ります。だから個人的にはロースクールに入るまでは、法学の専門的な勉強はいらなと思います。

川口●日本の統一適性試験もLSATと似た内容になるでしょう。ではその能力をどうして高めたらいかがが問題です。私はマンガを読むより本をたくさん読みなさいと言っています(笑)。

佐藤●統一適性試験のために特別な勉強

強は必要ではなく、日頃の勉強ぶりが試されるということですね。

ローゼン●しかし、アメリカにもLSAT対策の予備校や塾があります。そこでのいわゆる過去の問題対策を行うわけです。

深田●統一適性試験は、法曹になるための基本的な能力を問うているわけですから、結局は幅広くいろいろなものを読んだり、経験したり、あるいは議論したりすることが必要ですね。

楽しんで法律を学んで

深田●多くのロースクール開設という厳しい競争の中で、本学もたっくさんのハードルを越えていかねばなりません。二〇〇六年三月には第一期生を送り出すこととなりますが、同年五月には新司法試験、その後すぐに第三者評価機関の評価作業が始まります。本学ロースクールは、

京都大学、神戸大学、九州大学、あるいは関西の私立大学などから著名な先生方を招聘しています。これから訪れるであろう多くの関門をスムーズに越え、また魅力的な教育を提供したいと考えています。最後にひと言ずつお願いします。

福島●自分の大学生時代を振り返ってみますと、司法試験が難関かつ年に一度のチャンスしかないという理由で、法曹の道をあきらめた友人たちがいました。これからは情熱のある人はあきらめることなく、ロースクールで学んで立派な法曹になつてほしいですね。また本学の実務家教員の一人として、理論と実務の橋渡しにも役立ちたいと思います。

ローゼン●法律の問題には、人間のすべてが詰っています。本学ロースクールでは、楽しんで法律を学んでほしいです。佐藤●ロースクールで、学生も教員も人間力を鍛えていく。般に閉じこもらずに、学生と様々な可能性にチャレンジしていきたいですね。

川口●本学では、ただ司法試験合格のために勉強するのではなく、将来役立つ付加価値を持った法曹を養成します。学生が入学したいと思えるような魅力的なロースクールにしたいですね。

深田●私も準備委員会の先生方と共に、ロースクール開校のために一緒にがんばりたいと思います。今日はありがとうございました。

奥田昌道 法学部特別客員教授



おくだ・まさみち／一九三二年東京都生まれ。その後、大阪府八尾市に住み、八尾高校を経て一九五五年京都大学法学部卒業。一九五八年京都大学助教授、一九七〇年～一九六六年京都大学教授。その間の一九八三年～八五年京都大学法学部長。一九九六年～九九九年鈴鹿国際大学教授。一九九九年九月から二〇〇二年九月まで最高裁判所判事を務める。二〇〇二年十月から同志社大学法学部特別客員教授。専門は民法。著書に「請求権概念の生成と展開」(創文社、一九七九年)、「債権総論(増補版)」(悠々社、一九九二年)などがある。

私は一九五五年三月に京都大学法学部を卒業し、同年四月、京都大学法学部助手として大学研究室に入り、それ以来、一九九六年三月に京都大学を定年退官するまでの四十一年間、民法の研究に携わってきました。その間、一九六一年九月から二年半、一九七八年四月から一年間の合計三年半、ドイツ連邦共和国において在学研究の機会を得ました。京都大学を退官後、一九九九年四月から二〇〇二年九月までの三年半は、最高裁判事として、民事、刑事、行政、労働、知的財産などの数々の事件の裁判に関わりました。事件数からは民事事件が圧倒的に多く、中でも私の専門の民法に関する事件が多数を占め、その審議を通して大学での研究とはまた違った角度から民法上の数多くの興味深い問題に取り組むことができました。ロースクールでは民事法を担当することになりますが、裁判実務に携わるることによって修得した貴重な知識・経験をロースクールでの教育に活かし、学生諸君が実務との関わりを視野に入れた生きた法律知識、法的思考を身につけることができるように、全力で教育に当たりたいと考えています。

龍田 節 法学部特別客員教授



たつた・みさお／一九三三年兵庫県生まれ。京都大学法学部卒業後、一九六六年カリフォルニア大学(バークレー)ロースクール修了。京都大学教授、神戸学院大学教授を歴任、二〇〇二年四月から同志社大学法学部特別客員教授。専門は商法。弁護士。海外の大学の客員教授も多数務める。著書に「会社法」(有斐閣 第八版二〇〇一年)などがある。

空気や水は人間の生活に不可欠だが、私たちがその存在を意識するのは、それらが汚れたり不足するようなどきである。法律もそれに似たところがある。社会悪が放置されると、法律はどうなっているのだと問題にされ、過剰規制が生活を窮屈にすると、自由化が叫ばれる。日常生活で意識されないのがよい法律制度だろう。

「良き法律家は悪しき隣人」(A good lawyer, a bad neighbor)といわれるような法律家を養成したのでは、ロースクールとして失格である。プロフェッショナルスクールであるからこそ、なおのこと、社会の信頼を得ることのできる、円満な法律家を育てなければならない。「只の法律家は、半人前の法律家」(To be only a lawyer is to be half a lawyer)である。ロースクールが社会の期待に応えるためには、まず教師の側が円満な人格者でなければならない。言うは易く、行うは難し。たえず心がけてきた目標ではあるが、人生の終わりに近づいても未だに、前途程遠し。だから生き甲斐、やり甲斐があるのかもしれない。

藤倉皓一郎 (二〇〇三年四月着任予定)



ふじくら・こういちろう／一九三四年大阪府生まれ。一九五七年同志社大学法学部卒業後、アメリカに留学、アーモスト大学卒、ノースウエスタン大学ロースクール、ハーヴァード・ロースクールを修了。その後、同志社大学、東京大学、早稲田大学、帝塚山大学教授を歴任、アメリカのいくつかのロースクールでも客員教授として教えた。アーモスト大学名誉法学博士、東京大学名誉教授。専門は英米法、比較環境法。著書に「Environmental Law in Japan」(共著)などがある。

母校に戻って教えることができるのはうれしい。これまでの日本の法学の主流は官僚法学であった。法学教育は官僚養成のために始まり、もっぱら官僚が国民を支配し、秩序を維持するための法理論、法の解釈と運用を教えてきた。同志社のロースクールは市民の法学を学び身につける場になりたい。「市民が法の主人である」という立場に立って、市民の意思を実現し、市民の権益を守る法理論、法技術を学ぶのである。私学のよさを生かして市民の法を展開する中心となることを目指したい。

これからの市民の法は地球的な拡がりをもつことになる。法の専門家は広い視野と国際的なコミュニケーション能力を身に付けなければならない。自分の論理を的確に組み立て、相手の意見を理解し、解決策を見いだす能力が必要である。自分を知り、他人への配慮ができる確かな教養が基盤になる。六法科目の習得とともに、なにを目的として法を活用し運用するのかについての明らかな見通しと、強い倫理観が求められる。同志社のロースクールから、良心を手腕に市民の法を運用する法の専門家輩出できるよう、努力したいと思う。

高橋宏司 (二〇〇三年十月着任予定)



たかはし・こうじ／一九六九年大阪府生まれ。京都大学法学士・法学修士、ロンドン大学法学修士・博士。サウサンプトン大学海商法研究所等を経て現在、バミンガム大学法学部講師。専門は国際取引法、国際民事訴訟法、国際私法。これまでロンドン、オスロ、アムステルダム、シドニー等で講義・講演・学会発表。著書に「Claims for Contribution and Reimbursement in an International Context」(トックスフェード大学出版)がある他、論文多数。

ボーダレス化の進展を踏まえ、本学ロースクールの設置目的の一つに国際的感覚の豊かな法曹の養成が挙げられている。私は英国で主として英国法の研究・教育に従事してきたが、英国法は国際性豊かな法学教育の実践に格好の素材を提供すると思う。というのは、使用言語が実務で重要な英語であることのみならず、英国法は数多ある他のコモンウェルス諸国の法と相互に影響を与えあいながら発展してきたからであり、さらに近年はEUを通し大陸法の影響も強く受けているからである。また、英国法が事実上の国際標準となっている国際取引法分野も多い。ロースクールにおいては、日本の国際取引法・国際民事訴訟法・国際私法については、既存の研究・教育需要にオーソドックスに対応するのみならず、英国での研究・教育経験を統合した特色ある教育を実践することによって、潜在する未開拓の需要も掘り起こしていきたい。上記のような選択科目において、他法科大学院では受講できない内容を提供することが、本学ロースクールの魅力を高める一助になるように思われるので、このような視点から国際性豊かなロースクールづくりに微力ながらも貢献できればと願っている。